

# つくば市入札監視委員会

## 平成24年度第1回会議 審議概要

開催日時	平成24年8月3日(金) 15:00 ~	
及び場所	つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	委員長 平沢 照雄 (大学教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士) 丹野 弘 (国立研究所研究官) 村上 正子 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) (敬称略)	
審議対象期間	平成23年10月1日 ~ 平成24年3月31日	
審議案件総数	8件	
建設工事	5件	(一般競争: 2件, 指名競争: 2件, 随意契約: 1件)
測量・建設コンサルタント	1件	(指名競争: 1件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争: 1件, 指名競争: 1件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問  別紙のとおり	回答  別紙のとおり
委員会による 建議の内容	指名競争入札の業者選定については、選定基準の適切な運用に努め、透明性の確保を図ること。また、選定数については、指名基準に定める業者数より多くなるように努め、競争性の向上を図ること。	
その他	委員の改選に伴い、委員の互選により平沢委員が委員長として選出された。 また、次回会議(平成25年1月予定)の審議事案抽出当番委員は、佐藤委員とする。	

事案1:23大曾根児童館多世代交流施設新築工事

〈条件付き一般競争入札〉電子入札

開札日	平成23年11月28日
主管課	都市建設部 営繕・住宅課
種別	建築一式工事
入札者数	3者（参加申請:5者）
予定価格	18,200,000(税抜き)
落札額	17,500,000(税抜き)
落札率	96.15%

質問・意見	回答・説明
予定価格は公表したのか。	事前に公表した。
入札参加資格の「年間平均完成工事高があること」というのは、どういうことか。	経営規模等評価結果通知書には、それぞれの工種に対する2年又は3年の平均完成工事高の記載があるが、その該当する工種の数値が1以上でなければいけないということである。
今回の場合、建築一式の年間平均完成工事高が0である事業者は入札参加資格がないということか。	そのとおりである。
入札参加資格を満たすと想定した業者数が30者あるが、入札参加申請数は5者で、そのうち2者が辞退をした理由は何が考えられるのか。	当該工事については、昨年度中に工事の設計委託を行い、同年度中に工事の発注及び完成というスケジュールであったため、工事の発注時期が11月末となってしまった。3月までに工事を完了しなければいけなかったが、年度末ということで、業者としても多忙な時期であったためではないかと考えられる。
本工事内訳書の中で、外構工事約55万円、外構撤去工事約46万円と、金額にあまり差がないようだがどのような内訳となっているのか。	当該施設の建設場所は、花壇やアスファルト舗装があった場所であり、そこを撤去して建設したものである。 撤去工事の設計金額である約46万円の内訳は、アスファルト舗装の撤去が約220㎡、樹木等の移植、それに伴う境界ブロック等の撤去、及び、撤去した物の処分費等である。 外構工事の設計金額である約55万円の内訳は、施設周辺の一部、約90㎡の透水性アスファルト舗装、及び、境界ブロック、点字タイル等である。

<p>この案件に限らず、指名競争入札に比べて、一般競争入札では、辞退する者や無効となる者が多い理由は、</p>	<p>事後審査方式を採用していることが理由だと考えられる。</p> <p>事後審査方式は、定められた日時までに入札参加申請を行う必要があるが、日程が限られているため、入札参加申請を済ませてから積算をしている業者が多いようだ。手軽に入札参加申請をし、積算の結果によって入札を辞退することができるため、辞退者数が多くなる傾向にある。</p> <p>また、入札額が失格基準価格以上で、かつ、最低価格であった業者が、事後審査の中で資格要件を満たさないと判断されたときに無効となる。その場合、次順位者に審査が移るといった形で審査を繰り返していく。</p> <p>指名競争入札では、事後審査方式ではないため、無効となる業者はいない。</p>
<p>事前審査方式を採用すれば辞退する者や無効となる者は少なくなるのか。</p>	<p>事前審査方式では、業者は、入札参加申請書提出時に定められた書類を提出する。これを審査して、要件を満たさない業者へは、入札参加資格を認定しない旨を記載した不認定通知を送付する。この場合、入札前に入札参加資格の有無が決定するので、無効はなくなる。</p> <p>また、事前審査方式では、膨大な資料を提出しても当然落札者は1者であり、業者にも負担がかかるため、辞退者は少なくなると考えられる。</p>

(評価)

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案2:23国補特環第20号上里地区幹線管布設工事

《条件付き一般競争入札》 電子入札

開札日 平成24年2月3日  
 主管課 上下水道部 下水道整備課  
 種別 土木一式工事  
 入札者数 13者 (参加申請:16者)  
 予定価格 99,400,000(税抜き)  
 落札額 73,000,000(税抜き)  
 落札率 73.44%

質問・意見

回答・説明

低入札価格調査とはどのようなを調査するのか。

落札候補者への直接工事費及び諸経費の積算内容について聞き取りを行った。具体的には、当該価格により入札した理由の適否、入札価格積算内訳の適否、建設副産物の処理に関する状況、手持ち工事の状況、対象工事箇所と落札候補者の事業所及び倉庫等との地理的關係、手持資材の状況、資材調達先と入札者との關係、手持機械の状況、作業員確保の具体的な見通し、技術者等の配置計画、安全対策の計画、過去に施工した公共工事の実績、下請負契約の予定などである。

調査の結果で当該入札価格を妥当と判断した理由は。

資材は、以前から調達実績のある協力会社から購入し、工事には、手持機械を使用する。作業員も確保されているということで、直接工事費は約840万円、15%程度の減額ができるということであった。諸経費については、仮設資材置場及び事務所を現場近くに設置できるということで、約1800万円、44%程度の減額ができるということで、市としてはこれらを妥当と判断した。

低入札価格調査を行った工事について、調査どおりに施工がされているか確認を行っているのか。

中間検査を行っている。

低入札価格調査というのは、調査を行うか否かの基準となる金額を決めているのか。

決められた計算式に基づいて低入札調査基準価格を設定している。入札価格がこの金額を下回った場合に、低入札価格調査を行い、委員会によって適正と判断されると、落札者と決定する。  
 また、低入札調査基準価格の下には、失格基準価格を設定しており、入札価格がこの金額を下回った業者は、調査を行うことなく失格となる。これは、ダンピング防止や適正に工事を施工してもらうため、昨年9月に新たに設定した。

<p>履行期限延長申請書が出されているが、なぜ当初工期で良いとされ、また、大幅に延長したのか。</p>	<p>当該工事は国からの補助事業である。交付金の繰越申請を国にしていたが、繰越しの確定が3月中旬であったため、当初工期を3月末日までとし、繰越しの確定がされてから工期の延長をした。</p>
<p>工期を6月までのつもりで見積もったのと、10月までできると理解して見積もったのでは金額が違ってくる。最終的な工期が宣言しており、すべての業者が認識しているのであれば、工期延長という手続だけで良いと思うが、有らぬ誤解を生じかねない。県と調整し、改善する必要があるのではないか。</p>	
<p>《評価》 指摘事項の改善に努めるよう求めて、この事案は適正に行われたものとする。</p>	

事案3:23つくばカピオ外壁復旧工事

《指名競争入札》

入札日 平成23年11月2日  
 主管課 市民部 国際・文化課  
 種別 防水工事  
 入札者数 4者（指名業者:4者）  
 予定価格 3,900,000(税抜き)  
 落札額 3,750,000(税抜き)  
 落札率 96.15%

質問・意見

回答・説明

市内に本店があり、防水工事の許可をもつ業者の数は。

17者である。

指名業者選定の経緯及び理由が、「過去にカピオにおいて防水や塗装等の修繕実績のある業者を選定した。」となっているが、実績のある業者を選定を絞った理由は。

選定可能な17者の中から4者を選定するにあたり、現状を知っている者を選定したということである。

17者のうち、カピオの修繕実績がある業者を絞った結果が4者だったのか、それとも、カピオの修繕実績がある業者が数者あり、その中から4者を選んだのか、どちらであるか。

カピオの修繕実績がある業者数が4者であった。

工事内容に特殊性はないようだが、修繕実績のある業者を選定したということか。

そのとおりである。

4者以上とあるが、多めに選定することはできないのか。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱に4者以上と規定されているため、5者以上の選定は考えていなかった。

今後は、このような案件も一般競争入札の対象となるのか。

130万円以上の建設工事は一般競争入札の対象となる。

辞退があった場合には業者を追加するのか。

入札は、2者以上の参加で成立するため、追加はしない。

カピオの修繕実績は無いが、他の施設の修繕実績がある業者も参加させれば、更に落札率を低くすることができ、経費削減ができたかもしれない。それをカピオの修繕実績の有無ということで範囲を狭めて4者にした結果、96%という落札率になった可能性があるのではないかと。

基準より多くの業者を選定すれば、競争性が高まって落札率が下がる可能性はある。  
 今回は、ひび割れに樹脂を注入するという単純な工事で、経費削減の余地があまりなかったため、落札率が高めだったのではないかと考える。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案4:23上横場保育所テラス復旧工事

《指名競争入札》

入札日 平成23年11月2日  
 主管課 保健福祉部 社会福祉課  
 種別 建築一式工事  
 入札者数 5者 (指名業者:5者)  
 予定価格 7,700,000(税抜き)  
 落札額 7,500,000(税抜き)  
 落札率 97.40%

質問・意見	回答・説明
B及びCランクの業者から選定たとされているが、BランクとCランクの選定数の割合について決まりあるのか。	決まりはない。
今回はBランクから1者、Cランクから4者を選定しているが、このような割合で選定した理由は。	随意契約により保育所の小規模な工事等を行っている業者を選定しているため、結果としてこのような割合となった。
保育所テラスの復旧工事であるため、保育所の事情を把握している業者が好ましいと考えたのか。	そのとおりである。 保育所には園児がおり、特殊な施設であるため、全く経験のない業者よりも、保育所での施工に慣れている業者を選定した。
選定された業者以外は保育所の施工経験がなかったのか。	各地区で、保育所の施工経験が豊富な業者の中から選定をした。
B及びCランクであれば業者数も多いのではないのか。	平成24年6月に有資格者名簿が更新され、当時の正確な業者数とは多少の誤差があるが、市内本店で建築一式工事の許可を持っているBランクの業者数が20者、Cランクの業者数が26者で、併せて46者である。
指名競争入札では、指名業者の選定方法が入札事務の中で特に問題となる部分である。適切に経緯及び理由を説明できるよう、努めていただきたい。	

《評価》

指摘事項の改善に努めるよう求めて、この事案は適正に行われたものとする。

事案5:23市水改良第24号君島配水場受水流量調整弁交換工事

〈 随意契約 〉

見積期日 平成23年11月7日  
 主管課 上下水道部 配水課  
 種 別 土木一式工事  
 見積者数 1者  
 予定価格 —  
 見積金額 1,629,000(税抜き)  
 比率 —

質 問 ・ 意 見

回 答 ・ 説 明

水道事業緊急工事選定業者である14者の中から、当該業者を選定した理由は。

漏水が多いかどうかによって、筑波地区4者、大穂地区1者、豊里地区1者、桜地区4者、谷田部地区1者、荃崎地区3者と水道事業緊急工事請負単価契約を締結している。  
 君島地区配水場は、筑波地区に該当しており、筑波地区の4者にそれぞれ連絡をした。そのうち、すぐに対応できるということで、当該業者を選定した。

緊急性がたいへん高いということで、つくば市水道事業緊急工事事務取扱規程に基づいて粛々と処理したということか。

そのとおりである。

〈 評価 〉

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。



事案6：23市単小建(委)小学校屋内運動場耐震診断業務委託(吾妻小・真瀬小)

《指名競争入札》

入札日 平成23年11月2日  
 主管課 教育委員会 教育施設課  
 種別 建築関係コンサルタント  
 入札者数 4者(指名業者:4者)  
 予定価格 7,800,000(税抜き)  
 落札額 7,150,000(税抜き)  
 落札率 91.67%

質問・意見

回答・説明

指名された4者は、耐震診断業務の実績があり、耐震診断業務に関連した講習会も受講しているということか。

そのとおりである。  
 当初は、講習会の受講実績のみで、耐震診断業務の実績がない業者もいたが、市でも数年前から耐震診断業務を発注しているため、講習会の受講実績及び耐震診断業務の実績がある業者を選定した。

この業務に当てはまる有資格者は何者であったか。

市内に本店がある一級建築士事務所で、耐震診断業務の実績がある業者は23者であった。講習会の受講は任意であり、受講の実績については、業者管理システムへ反映されていないため、この23者の中から選定した。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱で「4者以上」となっているので、もっと多くの業者を選定してもよかったのではないか。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱に、「1指名審査期日において、5件を超える指名競争入札の参加者としないうこと。」という規定があり、多数の課で同様の業務を発注すると、選定できる業者が限られてくる。増やす努力はしているが、今回はこのようなこともあり、4者を指名した。

指名業者選定時に、「同等工事の施工経験が多い」という項目があるが、施工経験が多いかどうかという明確な基準はあるのか。

明確な基準は設けていない。  
 耐震診断業務は以前から発注しており、毎年受注している業者に対しては「多い」と判断した。

今回落札した業者は「多い」と判断されていないが、経験が多くなってもよいということか。

そのとおりである。

本案件に関わらず、競争性を高めるために指名業者選定数を増やしていただきたい。

《評価》

この事案は、さらに競争性を高めることを今後の課題として、入札事務については適正に行われたものとする。

事案7:24 - 26 つくば市庁舎総合案内・電話交換業務委託

〈条件付き一般競争入札〉 郵便入札

開札日 平成24年3月5日  
 主管課 総務部 管財課  
 種別 委託  
 入札者数 15者 (参加申請:15者)  
 予定価格 57,726,000(税抜き)  
 落札額 56,880,000(税抜き)  
 落札率 98.53%

質問・意見

回答・説明

事後審査方式で行ったのか。

そのとおりである。

この場合、参加申請をした15者すべての審査をしたのか。

落札候補者のみである。  
 最低価格で入札をした者から順に審査していくため、無効とならなければ、審査は1者で終わる。

入札参加資格に、「市内の施設(1棟延べ人数800人以上のものに限る。)について、過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人又は国立学校法人との契約実績があること。」とあるが、入札参加資格を満たすと想定した業者数の64者というは多くないか。

有資格者名簿に登録された本店、支店又は営業所がつくば市内である業者が64者であった。  
 契約実績の有無については、実績調書の提出を入札参加資格審査申請の時点で求めているため、実際数は把握できなかった。  
 有資格者名簿の有効期間が2年間あり、当初提出させても追跡が必要となる。膨大な量のデータ管理となるため、どこまでデータを提出させるかが非常に難しく、今後の課題である。

入札参加資格の設定が適切であったかどうか、事後的に確認したらどうか。

なぜ郵便入札を採用したのか。

建設工事や測量・建設コンサルタントは、いばらき電子入札共同利用というシステムを使っており、一般競争入札で行う案件はすべて電子入札で行っている。  
 しかし、物品購入や業務委託等については、システムが対応していなかったため、前もって入札書を送付し、開札日に一斉に開封するという、電子入札に近い入札方法ということで郵便入札を採用した。  
 現在は県によってシステムが改築され、物品購入や業務委託等の電子入札もできるようになったが、導入している市町村はまだない。市では、来年度を目安に予算を立て、すべての業種について電子入札が可能にしたいと考えている。

<p>システムが整備されればすべて電子入札で行われるようになるのか。</p>	<p>システムを導入すればそれだけコストもかかるため、規模の大きな案件や、対応する業者が電子入札に十分対応できる状況にあり、多者からの参加が見込まれるような入札から進めたいと考えている。</p>
<p>この案件は、電子入札で行えるものをあえて郵便入札で行ったわけではないということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>前回は何年契約であったか。</p>	<p>平成22年度から23年度の2年契約である。</p>
<p>この落札業者は、以前も当該業務を担当していたのか。</p>	<p>そのとおりである。          庁舎が開庁した平成22年5月から当該業務を担当している。          また、庁舎が分散している頃から、電話交換業務を担当していた。</p>
<p>落札率が一般競争入札でありながら高いが、入札参加者の積算がち密になっている結果と解釈しているのか。</p>	<p>それも要因の一つであるが、今回の場合、ほとんどが人件費であるためと解釈している。          一日当たり電話交換業務で5名、総合案内で3名の計8名を市に派遣しているため、業務委託に係るコストのほとんどが人件費である。最低賃金を保証し、それから逆算をすると、このような金額がぎりぎりであると考えられる。</p>
<p>(評価)          この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案8:24 - 28つくば市クリーンセンター焼却施設の包括的運営管理業務委託

〈指名競争入札〉

入札日	平成24年2月8日
主管課	環境生活部 クリーンセンター
種別	委託
入札者数	1者 (指名業者:2者)
予定価格	2,751,000,000(税抜き)
落札額	2,737,000,000(税抜き)
落札率	99.49%

質問・意見	回答・説明
平成24年度から28年度の5年契約ということだが、5年契約は今回が初めてか。	5年契約は初めてであるが、それ以前は平成21年度から23年度の3年契約であった。
平成21年度からの包括的運営管理業務委託も同じ方法で入札したのか。	そのとおりである。
落札したのは今回と同じ業者か。	そのとおりである。
そのときは何社指名したのか。	3者指名した。
2者指名して1者が辞退をしているが、公告文で「入札参加者が1者の場合は入札を中止する。」としている。今回中止となっていない理由は。	入札日前に入札参加者が1者とわかった場合は、中止としている。今回は、入札書に辞退と記載しており、札入れをした結果としての辞退であるため、有効となった。
入札中止となった場合、この案件はどうなるのか。	スケジュールに問題がなければ、再度公告する。再度公告している時間がない場合は、随意契約となる。
この案件は、技術提案型の案件であり、業者は相当な時間と手間を取っておきながら、当日になって辞退をしたということである。辞退の理由をどう考えるか。	辞退理由については調査していないが、最終的な積算によって、予定価格以下ではできないという判断に至ったのではないかと推測する。
辞退した業者は前回は指名されたのか。	指名していない。
指名業者選定数に規定はないのか。	規定はない。技術提案の総合点が、平均点を上回った者を指名業者とする。
前回は3者指名しているが、今回はなぜ2者なのか。	今回は、参加申請の時点で2者であった。前回は、参加申請が5者からなされたが、1者が辞退をし、1者がプレゼンテーションの点数により不適合となった。

<p>今回の予定価格は前回の契約金額を参考としているのか。</p>	<p>そのとおりである。          前回は、包括的運営管理業務委託の導入前の予算額を元に積算したため、低落札となり、大幅な経費節減につながった。今回は、前回の実績から積算しているため、大幅な経費削減には繋がらなかったと考えている。</p>
<p>入札参加申請をしているのが2者であることがわからないように事務を進めたのか。</p>	<p>そのとおりである。          通知等は2者だとわからないように交付しており、プレゼンテーションは異なる場所及び時間で行った。</p>
<p>2者の資本関係は調査したのか。</p>	<p>調査をし、問題ないと判断された。</p>
<p>両者の関係が、どこまでわかるのかという問題はあ          る。</p>	<p>落札業者は、施設の管理運営等を行っている独立した業者である。辞退した業者は、焼却施設を造っているような大手のプラントメーカーであり、関係性はないと考えられる。</p>
<p>独立した、施設の管理運営を行っている業者が辞          退したのならあまり気にならないが、今回は大手の          プラントメーカーが辞退している。他の施設で、落札          業者が辞退業者のプラントを運営しているかもしれ          ない。そのようなところまで慎重に調査し、確認をし          ていただきたい。</p>	
<p>(評価)          この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	